第7章　一般廃棄物処理

1　秩父市のごみ収集、処理事業

秩父市では、地方自治法に基づく特別地方公共団体である秩父広域市町村圏組合がごみの収集及び処理に関する業務を行っている。

当市ではステーション方式によって可燃、不燃ごみ、廃蛍光管・電球、廃乾電池・ライターの4分別収集の他、紙・布類、カン・ビン類、ペットボトル（平成18年4月より開始）の資源ごみの収集を行っており、平成26年4月から一般家庭から排出される使用済小型電子機器及び廃蛍光管40W直管が収集品目に追加された。粗大ごみについては許可業者による収集を行っている。

可燃ごみについては秩父クリーンセンターで焼却処分し、不燃ごみについては秩父環境衛生センターにあるリサイクルセンターにて破袋、分別し、可燃ごみ、資源ごみの抽出処理を行った後、不燃残さを埋め立て処分している。

資源ごみについては分別したのちに資源化売却という形をとっており、廃乾電池、廃蛍光管、廃家電（家電リサイクル法対象4品目以外）など処理が困難であるものに関しては委託処理している。

なお、平成28年度におけるごみ処理経過の詳細を図7－1に表す。

図7－1　平成28年度秩父市におけるごみ処理フローチャート

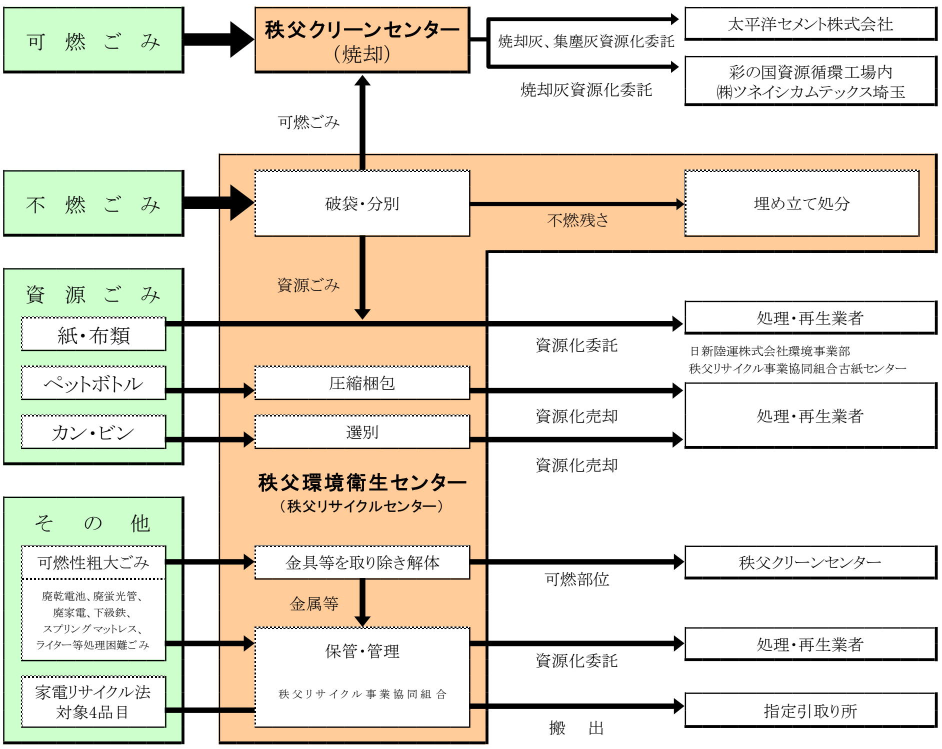

ごみの総排出量については、秩父市全域を見ると前年度より若干の減少が見られた。また、1日1人あたりのごみ排出量については、市平均で約936gであり、吉田、荒川区域に比べ旧秩父市域及び大滝区域は、若干1日1人当たりのごみの排出量が多い。

ごみ排出量の詳細について、表7－1に過去5年間における旧市町村区域別ごみの排出量経過を、図7－2に過去5年間における年間ごみ排出量及び1日1人当たり排出量の推移をそれぞれ表す。

表7-1　過去5年間における旧市町村区域別ごみの排出量経過

年度	行政区分	人口（人）	世帯数（世帯）	可燃ごみ（t）	不燃ごみ（t）	資源ごみ（t）			排出合計（t）	1日当たり（t）	1日1人当たり（g）
						カン・ビン	紙・布類	ペットボトル			
24	秩父地区	55,854	21,901	16,363.09	1,391.23	443.59	1,443.71	61.97	19,703.59	53.98	966.5
	吉田地区	5,270	1,892	1,032.88	93.38	58.18	91.39	9.66	1,285.49	3.52	668.3
	大滝地区	955	493	247.73	25.44	19.26	35.84	1.33	329.60	1.16	945.6
	荒川地区	5,638	2,051	1,188.01	131.51	58.58	214.18	7.15	1,599.43	4.38	777.2
	秩父市計	67,717	26,337	18,831.71	1,641.56	579.61	1,785.12	80.11	22,918.11	62.79	927.2
25	秩父地区	55,304	21,909	16,009.38	1,457.92	417.92	1,345.77	59.97	19,290.96	52.85	955.7
	吉田地区	5,180	1,894	999.27	109.01	55.08	82.97	9.63	1,255.96	3.44	664.3
	大滝地区	894	468	236.32	22.40	15.69	33.16	1.13	308.70	0.85	946.0
	荒川地区	5,538	2,050	1,110.02	146.47	55.99	205.00	6.80	1,524.28	4.18	754.1
	秩父市計	66,916	26,321	18,354.99	1,735.80	544.68	1,666.90	77.53	22,379.90	61.31	916.3
26	秩父地区	54,690	21,921	16,442.88	2,377.56	393.47	1,359.73	58.75	20,632.39	56.53	1,033.6
	吉田地区	5,074	1,888	1,103.06	277.49	55.16	75.90	9.31	1,520.92	4.17	821.2
	大滝地区	854	450	251.80	32.20	15.90	33.42	1.12	334.44	0.92	1,072.9
	荒川地区	5,455	2,084	1,131.02	195.09	54.59	201.93	6.60	1,589.23	4.35	798.2
	秩父市計	66,073	26,343	18,928.76	2,882.34	519.12	1,670.98	75.78	24,076.98	65.96	998.4
27	秩父地区	53,924	21,986	16,245.35	1,499.00	356.19	1,193.31	56.42	19,350.27	53.01	983.1
	吉田地区	4,963	1,896	992.62	85.47	50.46	66.80	9.06	1,204.41	3.30	664.9
	大滝地区	820	436	233.78	21.30	17.29	30.50	1.20	304.07	0.83	1,015.9
	荒川地区	5,282	2,063	1,131.57	133.98	51.30	183.03	6.36	1,506.24	4.13	781.3
	秩父市計	64,989	26,381	18,603.32	1,739.75	475.24	1,473.64	73.04	22,364.99	61.27	942.8
28	秩父地区	53,387	21,976	16,108.83	1,371.36	361.62	1,062.07	56.09	18,959.97	51.95	973.0
	吉田地区	4,862	1,891	1,000.66	82.49	50.60	64.48	9.04	1,207.27	3.31	680.0
	大滝地区	750	408	240.39	19.47	16.91	23.71	1.16	301.64	0.83	1,102.0
	荒川地区	5,169	2,068	1,127.98	127.52	48.97	156.43	6.17	1,467.07	4.02	778.0
	秩父市計	64,168	26,343	18,477.86	1,600.84	478.10	1,306.69	72.46	21,935.95	60.11	936.0

※ごみ排出量、1日当たり排出量については小数点第3位以下四捨五入、1日1人あたり排出量については第2位以下四捨五入。
※可燃ごみ、不燃ごみについては収集量と持込量の合計を排出量とする。
※人口、世帯数については、各年度4月現在で住民基本台帳に基づく数値とする。

図7-2　過去5年間における年間ごみ総排出量及び1日1人当たり排出量の推移

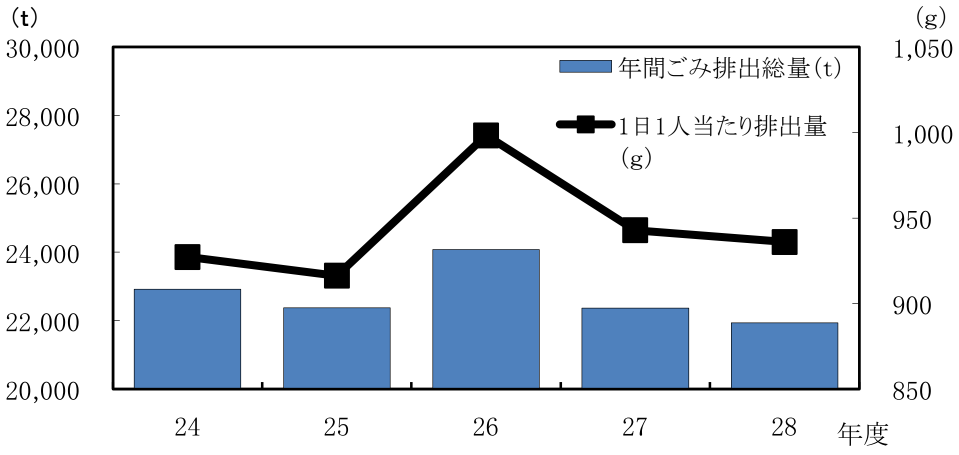

2 ごみの不法投棄対策事業

近年、消費型社会の副産物ともいえるごみの不法投棄は深刻な社会問題となっている。ごみの不法投棄は近隣の生活環境に悪影響を及ぼすばかりでなく、特に秩父市では山林への不法投棄のために周辺の自然環境に影響がでることも危惧されており、不法投棄禁止の働きかけや、早急な発見、回収が必須となっている。

そこで当市では、山林、河川及び道路等におけるごみの不法投棄を防止するため、公益社団法人秩父市シルバー人材センターに委託し、市内を巡視するとともに、不法投棄されたごみの回収を実施している。

平成28年度巡視総日数は237日で、回収されたごみの総量は秩父市全域で約26.2トンに及び、年間を通じて不法投棄が多い。図7-3、表7－2に平成28年度月別不法投棄ごみ搬入量とその詳細を表す。

また、不法投棄された家電リサイクル法対象品目については、秩父市全域でテレビが27台、冷蔵庫が4台、洗濯機6台であった。表7-3に秩父環境衛生センターへの不法投棄家電搬入量詳細をそれぞれ表す。

また、当市では不法投棄現場に看板を設置し、パンフレットを配布するなどして啓発活動を行い、看板等は市役所にて無料で配布している。

図7-3　平成28年度月別不法投棄ごみ搬入量

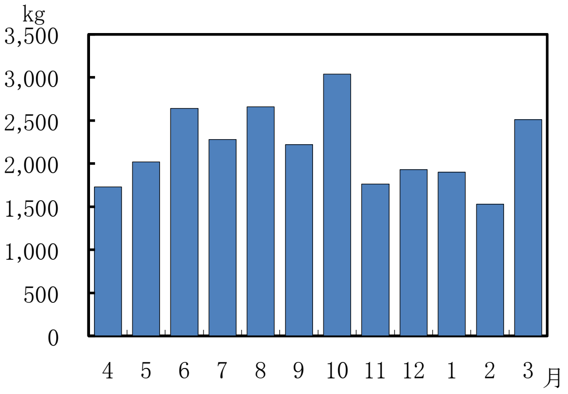

不法投棄禁止看板の設置例

表7-2　平成28年度月別不法投棄ごみ搬入量詳細

	環境衛生センター	クリーンセンター	監視業務日数
4月	920	810	15
5月	1,270	750	18
6月	1,540	1,100	22
7月	1,490	790	20
8月	1,600	1,060	22
9月	1,380	840	20
10月	1,810	1,230	20
11月	870	893	20
12月	990	940	19
1月	770	1,130	19
2月	670	860	20
3月	1,130	1,380	22
計	14,440	11,783	237

表7-3　平成28年度不法投棄家電リサイクル対象品搬入量

	テレビ	エアコン	冷蔵庫	洗濯機	計
4月	3			1	4
5月	5		1		6
6月	4				4
7月	0				0
8月	0				0
9月	4			2	6
10月	5			2	7
11月					0
12月					0
1月			3	1	4
2月	2				2
3月	4				4
計	27	0	4	6	37

3 ごみの資源化、減量化支援事業

秩父市では、ごみの減量化及び適正処理を行うとともに資源の有効利用を図るため、有価物回収事業及び、町会資源ごみ収集報償事業を実施している。

有価物回収事業では、市、地域住民団体及び関連業者が一体となって有価物回収事業を実施し、回収した廃品（新聞紙やダンボール、ビン・カン）1kgにつき、地域住民団体には7円の報償金、業者協力団体には1円の助成金を交付している。

また、町会資源ごみ収集報償事業では、収集した資源ごみ1kgにつき1円、ペットボトルについては1kgにつき10円の報償金を各町会に交付している。

表7-4 平成28年度資源回収支援事業実績

	単　価 （1kg当り）	実　施　団　体	回　収　量 （kg）	交付金額 （円）
報償金	7円	119団体	1,565,362	10,957,534
	１円 １０円（ペットボトル）	各町会	1,888,375	2,541,870
助成金	１円	２団体	1,580,830	1,580,830

4 秩父市のし尿処理事業

現在の秩父市のうち旧秩父市、旧大滝村、旧荒川村のし尿収集、運搬及び処理に関する事務は、昭和45年から秩父市、横瀬町、大滝村、荒川村で構成される一部事務組合である秩父衛生組合が行ってきた。

その後、市町村合併に伴って平成17年3月31日に秩父衛生組合が解散したことをうけ、平成17年度より当市にて事務を行うこととなった。

また、旧吉田町においてのし尿収集、運搬及び処理に関する事務は、小鹿野町、吉田町、両神村で構成される西秩父衛生組合によって行われてきたが、平成17年10月の小鹿野町、両神村の合併の折に解散し、小鹿野町へ事務が移行した。

その後、平成21年度より小鹿野町への事務委託を廃止し、当市にて事務を行うこととなった。

し尿収集運搬は旧秩父市内と、旧大滝村及び旧荒川村、旧吉田町の3つの区域に分けて、委託業者3社によって清流園に搬入されている。その後、高度処理が施された安定かつ良質な処理水を荒川に放流している。

浄化槽汚泥についても、浄化槽清掃許可業者7社によって同施設に搬入し処理されている。

平成28年度における秩父市全域のし尿処理量は1,867,464リットルであり、浄化槽汚泥処理量は9,826,950リットルであった。過去30年間における旧秩父市、旧吉田町、旧大滝村、旧荒川村でのし尿及び浄化槽汚泥処理量合計の経年変化（Ｐ図7－4）を見ると、下水道並びに農業集落排水処理施設等の普及に伴い、し尿処理量自体は年々減少傾向にある。

平成28年度に処理された秩父市分の生し尿及び浄化槽汚泥の全処理量の84%が、浄化槽汚泥と農業集落排水処理汚泥が占めており、汚泥再生センターとしての役目を担っている。

なお、平成28年4月1日現在の当市におけるし尿処理人口詳細を次ページ表7－5に示す。

図7−4　過去30年間におけるし尿及び浄化槽汚泥処理量

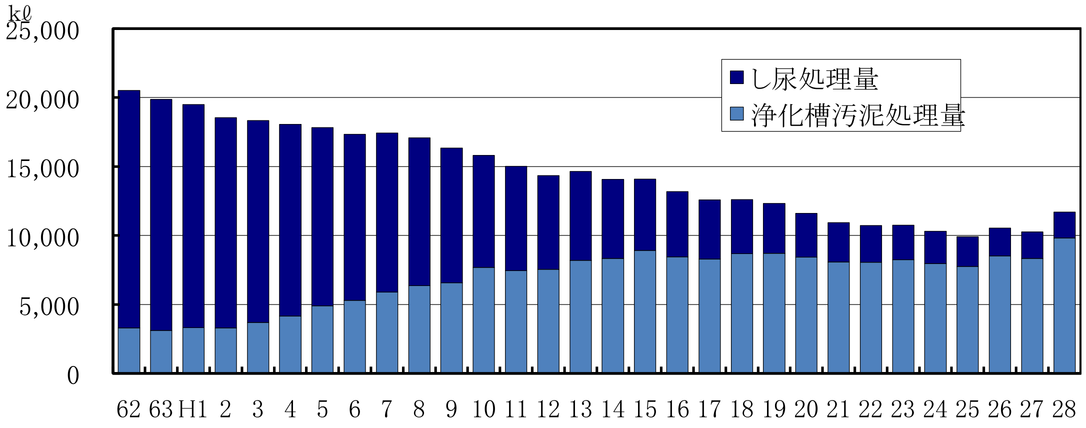

表7−5　平成28年4月1日現在の秩父市におけるし尿処理人口詳細

区分	旧秩父市		旧大滝村		旧荒川村		旧吉田町		秩父市計	
	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口
非水洗化人口	1,345	3,809	27	28	75	53	462	1,150	1,909	5,040
内訳　計画収集人口	1,345	3,809	27	28	75	53	462	1,150	1,909	5,040
内訳　自家処理人口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水洗化人口	20,641	50,115	409	792	1,988	5,229	1,434	3,813	24,472	59,949
水洗化人口内訳　公共下水道人口	14,840	33,080	0	0	0	0	0	0	14,840	33,080
水洗化人口内訳　コミュニティプラント人口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水洗化人口内訳　浄化槽人口	5,801	17,035	409	792	1,988	5,229	1,434	3,813	9,632	26,869
浄化槽人口　合併処理浄化槽人口	3,914	11,357	263	621	1,294	4,009	900	2,368	6,371	18,355
内訳　補助事業による合併処理浄化槽人口	2,758	7,756	48	60	801	2,355	322	637	3,929	10,808
内訳　農業集落排水施設人口	557	1,533	0	0	0	0	187	456	744	1,989
内訳　その他の合併処理浄化槽人口	599	2,068	215	561	493	1,654	391	1,275	1,698	5,558
浄化槽人口　単独処理浄化槽人口	1,887	5,678	146	171	694	1,220	534	1,445	3,261	8,514
合計	21,986	53,924	436	820	2,063	5,282	1,896	4,963	26,381	64,989